

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年12月17日

【会社名】 三菱製鋼株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山口 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3111

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経理部長 柳 沼 康 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3135

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経理部長 柳 沼 康 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.当該事象の発生年月日

2024年12月13日（米国現地時間）

2.当該事象の内容

当社の連結子会社であるMSSC INC.（以降「MSSC社」）は、同社のサプライヤーであるAirboss Flexible Products Co.（以降「Flexible社」）からの供給部品の価格改定要請に関し、2024年12月13日（米国現地時間）付で、米国ミシガン州地方裁判所より遡及支払い等を命じる判決が言い渡されました。

2019年12月、MSSC社は同社のサプライヤーであるFlexible社より、「供給部品の価格改定の要求が実現されなかった場合は部品の供給を停止する」旨の通知を受けました。

これに対しMSSC社は、供給継続のための仮執行命令を2020年2月に現地裁判所に申し立て、現行価格での製品供給継続の仮処分命令が下されました。

これを不服としてFlexible社は同年4月以降、控訴・上告の訴訟を続けてきたところ、2023年7月に最高裁判所から差戻判決が下り、地方裁判所にて引き続き審理が進められてきましたが、このたびFlexible社の要求が認められ、MSSC社に遡及支払い等を命じる判決が下されました。

3.当該事象の損益に与える影響

ミシガン州地方裁判所は米国現地時間の2024年12月13日に、MSSC社に対し、Flexible社に遡及支払い額として約3.4百万ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

これを受け、当社の第3四半期連結会計期間において、訴訟損失引当金繰入額として特別損失約646百万円を計上する見込みです。